

昭和五〇年以降における経営

複合化と農地流動化の展開

— 佐賀平野での農用地

利用増進事業の一断面 —

香 月 敏 孝
相 川 良 彦

- 一 はじめに
- 二 進む複合化経営
 - (一) 農用機械装備の変化
 - (二) 農家労働力構成の変化と経営複合化
 - (三) 経営複合作目
- 三 農地流動化の展開
 - (一) 農地貸借・作業受委託の状況と展開
 - (二) 農地売買の動向
- 四 佐賀県における農地貸借と農用地利用増進事業の展開
- 五 結 び

一 はじめに

佐賀平野の西端の牛津町にある一集落、練ヶ里（ねりがり）に、総研九州支所が戸別調査にはいったのが昭和五〇年一二月

《ノート》 昭和五〇年以降における経営複合化と農地流動化の展開

の事である。以降、この実態調査報告を基礎に、この集落の諸相は多様に報告がなされ、われわれは佐賀平坦米作地帯の農家、農村の変化の過程を総合的に把握することに努めてきた。

本年（昭和五八年）二月、再び練ヶ里を訪れたわれわれは、小規模な追跡調査を行ない、そこで確認した五〇年以降の主要な農業展開につき、次の二点にしぼって報告することとしたい。一点目は、五〇年調査時点ですでに、その萌芽の見えていた本格的な水田複合化経営のその後の進展の問題であり、二点目は、この間開始された農用地利用増進事業下における農地の流動化の問題である。いずれの問題も、佐賀県全体の動きの中でこれを位置づけることにも配慮を加えている。なお、この報告のとおりまとめは、一、二を香月、三、四を相川が分担した。

注（一） 当集落につき以下の報告がある。北園正伸、神谷一夫『佐賀農業における技術革新の諸問題』（農業総合研究所九州支所研究資料 No. 三二、昭和五一年二月）、神谷、相川、北園「むらの社会と農業——佐賀県農業実態調査報告——」（『農業総合研究』第三〇巻第四号、昭和五一年一月）、香月、相川『村と農家のあゆみ』（農業総合研究所九州支所研究資料 No. 三五、昭和五四年三月）、相川「農家相続の地域性」（『農業総合研究』第三三巻第二号、昭和五四年四月）。

二 進む複合化経営

昭和五〇年調査当時の練ヶ里は、農家戸数五〇戸、このうち調査は五〇アール以上の耕地面積を有する四二戸を主な対象としているが、全五〇戸の一戸当たり経営耕地面積は、当時一五九アール（センサス数値）で、これは、佐賀平坦部でも最も大きい部類に属し、このうち水田は一五三アールという水田作主体の集落であった。

五〇年調査でまとめた、練ヶ里における農家の就業構造の内容は以下のものであった。米麦作を従来より経営の主幹としてきた練ヶ里は、農家一戸当たりの農業専従者（年間一五〇日以上就農する者）の数が、昭和四〇年以降の一〇年間に二人から一人に減少している。農業専従者のこのような減少を支えているのは、基盤整備（昭和四八、四九年）や、機械化による米麦作労働時間の軽減であった。このような変化と平行して、一方で、耕作面積が二ヘクタールを越えるような農家でも、しだいに米麦作だけでは生活が困難となってきたり、そのためこれらの農家は、専従者なしで稲作を維持しながら兼業収入の機会を求めるか、それとも専従者を減らさないで、集約作目を導入しながら農業収入の増大をはかるかの、二つに一つの選択を迫られているようにみえる、というものである。

五八年調査によれば、機械化はさらに進展し、先の選択の道に沿って一方で兼業を深化させる農家があり、他方で農業で生計を立てていこうとする農家の間で、米麦作との複合部門（園芸部門が主体）が急速に導入されたという経過があった。

以下、本章では農家の経営形態の変化をみるために、まず農用機械装備の変化を捉え、次にその下での農家労働力構成の変化と経営複合化の対応をみ、そして最後に複合部門として導入された作目の経営的意義を考えてみることにしたい。

（一）農用機械装備の変化

練ヶ里では、クリーク農業に特有な揚水労働の省力化のため、昭和九年、石油発動の揚水機が導入され、ほぼ同じ時期には、これも石油発動の脱穀機が導入されて、戦前における技術面期を成している。

戦後における農用機械の普及は、昭和二八年の耕耘機の導入に始まる。耕耘機は三〇年代の後半には、ほとんどの農家が保有している。四〇年当時の水稻作用機械にはこれに平型乾燥機が加わる。これが四五五年になると、耕耘機（集落で四〇台、個人所有十数戸共有——農林省・センサス「農業集落カード」による。以下同様）のほかに、動力散粉機（三七台）、動力刈取機（一九台）、自脱型コンバイン（一台）、米麦用乾燥機（四〇

台)、農用トラック・オート三輪車(一〇台)と田植え作業を除く水稲作業用機械が顔をそろえている。それに組織有の動力噴霧機が四台である。

昭和五〇年の調査時点では、田植機も普及をみており、水稲作機械化一貫体系が一応出来上がっている。当時の調査農家の農用機械の装備状況を、調査報告『佐賀農業における技術革新の諸問題』(前掲、九州支所研究資料No.三二、北園稿、四三、四七頁)は以下のように伝えている。「全体として個人有が主なかたちで、主要な農業機械として、動力耕耘機、田植機、動力刈取機、動力散粉機、乾燥機、農用車などがみられた。農用車と、そしてまた、ここ数年経営耕地のすべてを委託している一農家を除いて、うえの機械類はほぼ全面的に普及している。すなわち、動力耕耘機と動力散粉機は調査浅れの一戸を除き、四〇戸中三九戸が所有。田植機、動力刈取機、乾燥機は四一戸中三七戸が所有。農用車だけは四一戸中の二八戸(六八%)といくらかその普及率は低かった。」と。

また、同じくこの報告によれば、調査時点(五〇年一二月)に農家の所有していた機械の平均導入年次については、動力耕耘機が四二年ごろ(三六例平均、調査時点では二、三台目の更新済農家も多かった)、田植機四七年ごろ(三七例)、バインダー四六年ごろ(三七例)、自脱型コンバイン四九年ごろ(一八

例)、動力散粉機四五年ごろ(三八例)、平型乾燥機四一年ごろ(二三例)、たて型乾燥機四六年ごろ(七例)となっている。

よって耕耘機、平型乾燥機を除く農用機械が四〇年代の後半に集中して普及をみたことがわかる。なお、これらに加えて、四八年のカントリーエレベーターの設置に付帯した事業として農協組織有の大型トラクター(二八馬力)四台が、集落の班毎に貸し出され、共同利用されていた。

さて、五〇年調査と今回の五八年追跡調査での農家別の主要な農用機械所有状況を付表として本稿の末尾に示しておいた。両年次間の主な変化を述べてみよう。

耕耘作業機は、五〇年の歩行型自動耕耘機から五八年は乗用トラクターへと主体が移行(自動耕耘機も合わせて所有するが)している。乗用トラクターは、五八年時点では、三五戸が二八・七台を所有しており、その馬力は一八馬力の一台を除くすべてが二〇馬力以上である。五〇年調査の自動耕耘機は一〇馬力前後であったから二倍以上の馬力アップということになる。なお、センサス「農業集落カード」によれば、五五年、二〇馬力以上のトラクターは九台となっているから、乗用トラクターの普及は五五年以降二、三年の出来事ということになる。

田植機は、多くがこの間に更新され、五〇年に七戸(六戸が二分の一共有、一戸が三分の一共有)が共有だったものが、す

べて個人有となっている。また更新に際しては二条植より四条植に多くが大型化されている。五〇年四条植はわずか一台だったのに対し、五八年では、これが二一台となっている。

動力刈取機でも、バインダーはほぼ個人有に移行し、コンバインの保有も、五〇年の一八戸、一三・五台から、五八年の三四戸、三〇・七台へと拡大しており、保有農家率（調査対象農家四一戸に対して）は、五〇年の七五%から五八年の九〇%まで上昇している。刈取機も、所有が個別化し、コンバインの普及に伴う大型化、ならびに両機種併用化（五〇年の九戸に対し、五八年は三四戸）が進んでいる。なお、「集落カード」によれば、五五年コンバイン普及台数は集落全戸で三二台となっており、コンバインの普及はトラクターより早く、五〇年代の前半ということになる。

以上、大雑把に言って、五八年時点では、オペレーターのいない農家を除いて、水田耕作面積が一五〇アール以上の層では、二〇馬力トラクター、四条植田植機、自脱型コンバイン（二条刈が主体）が、一応所有されていることになる。

それから、表に示さなかった乾燥機、調製用機械については、カントリーエレベーターの利用が主流となったため、個別では、平型乾燥機がほとんど使われなくなっており、タテ型については五〇年とほぼ同じ農家が所有し、同時にのみすり機も所有し

て、カントリーとの併用を行なっている模様である。

これまで、この集落における昭和四〇年代後半以降の水稲作を中心とした農用機械の急速な普及の過程をみてきたが、田植機とバインダーが出現し、共有をふくめてこれらが大半の農家の所有するところとなった五〇年までの機械化と、耕耘から刈取・脱穀に至る主要な機械が、個人有化し大型化されている五〇年以降の機械化とは、その意味合いが若干異なっている。

昭和四五年までは、集落全体で延べ一〇〇〇名を越える臨時雇が田植え、稲刈り作業のため雇用されている。高度経済成長期になり、一般農外労賃の上昇は、特に田植雇の場合、その供給源とされていた県下山間地帯での農外就業の傾向を強化させ、それによってもたらされた臨時雇の供給減少は、雇用者側では農外臨時雇より高い農業臨時雇用労賃となって結果していた。

稲刈りを含めた雇用労賃の支払いは当時の農家に少なからざる負担をしていただろう。この時点での田植機ならびにバインダーの出現は、まずこうして雇用労働と代替することで普及につながっていく。加えてこれに前後して普及、改良の進んだ防除機、乾燥機、さらには共用乾燥施設による作業の外部化によって、農家自身の労働時間も大幅に短縮され、五〇年には、農業従事者に占める農業専従者の比率は大きく減少する事になる（後掲第3表参照）。

第1表 収 穫 面 積 (練ケ里)

(単位:アール)

	田面積	普通畑面積	収 穫 面 積				推定水田裏作率 (%)
			稲	麦 類	飼料作物	その他	
昭 35	7,790	220	7,790	4,350	20	1,600	76.6
45	7,920	200	7,920	2,853	1,510	340	59.4
50	7,606	162	4,811	2,668	164	57	37.7
(50.12)	(7,456)	(117)	(7,350)	(3,113)	(105)	(45)	43.8
55	7,380	139	6,475	6,015	46	380	87.3

注(1) 『1970, 1980年世界農林業センサス・農業集落カード』練ケ里分より作成。ただし、() 内は「農家調査票」(総研九州支所, 50年12月)による調査農家41戸の合計値。

(2) 「その他」は工芸作物、野菜等。昭和35年の1,600aには工芸作物(なたね等)910aを含む。

(3) 水田裏作率は、田面積に対する稲以外収穫面積合計の比率。よって各年次とも若干実際より過大な推定となる。特に昭和55年「その他」には転作大豆(表作)を含む。

なお、田植機、バインダーの全面的な普及をみた昭和五〇年段階では、すでに農業臨時雇という生身の労働の受け入れが無くなり、代わって機械請負作業の受委託が現われて来るに至る。共有から個人有へ、小型から大型へとその特徴が明らかになつていく五〇年以降の機械化は、すでに雇用労働に依存しない経営体の中での、作業の能率化、オペレーターの労力軽減といったものが、その主たる目的となつてくる。

五〇年以降に示された、このような機械化が農家にもたらしたものは何んだつたのだろうか。それは次節で述べるような、一方で兼業化の深化、他方で著しく労働の軽減された米麦作の基礎の上で、新たな集約作目の導入となつて現われてくるのである。

ところで、五〇年以降の農業機械化のもたらしたもう一つの大きな変化、それは表作の復活、伸長であろう。

「集落カード」に示された練ケ里の作物別の収穫面積を第1表にみてみよう。耕地面積のうち畑地の割合が微少なので、稲を除く他の作物はほとんど水田裏作による部分となる。

五〇年の「集落カード」数値(センサス調査日が二月一日のため、実績は前年四九年のものである、他年次についても同様)で稲の収穫面積が少ないのは、四八、四九年に行なわれた基盤

第2表 農家100戸当たり農用機械普及台数

(単位:台)

		動力耕耘機・農用トラクター				田植機	バイン ダー	自脱型 コンバ イン
		計	歩行型	乗 用	うち 20馬力以上			
佐賀	昭50	77.4	62.2	15.1	2.2	22.0	34.7	9.5
	54	93.2	58.5	34.7	10.8	48.0	40.4	25.8
	57	89.6	48.8	40.8	19.3	54.3	42.7	30.7
九州	昭57	92.3	57.8	34.5	11.7	43.8	35.4	19.9
全国	昭57	92.5	59.8	32.7	11.2	42.6	35.8	20.9

注. 各年度版『ポケット九州農林水産統計』(九州農政局)より引用。

整備事業のためであり、五〇年については、括弧書きで示した当研究所調べ(五〇年二月調査)の方を参考にされたい。

さて、三五年の水田裏作率は七七%、これが五〇年には四四%まで漸減しているのに対し、五五年では八七%に復活し、それを支えているのは麦作である。五〇年までにみられた裏作後退の中身についてみてみよう。三五年が麦四四ヘクタールと、麦よりはやや労働集約性の劣るなな九ヘクタールが主体であったのに対し、四五年は麦二九ヘクタールと飼料作物一五ヘクタールが主体となる。当時の飼料作物は青刈トウモロコシ、青刈えん麦などであつたろうから、これらは麦作よりはだいぶ粗放的な作物であるので、四五年は単に裏作率が低下したばかりでなく、作付作物の粗放化も同時に進行していたのである。そして、一番裏作率の低い五〇年には、麦の三一ヘクタールだけが主体になっていくのであつた。

先に述べた水稻作用農業機械の急速な普及が、なぜ五〇年までは水田裏作率の低下、冬期作付けの粗放化を結果したのでらうか。結局のところ裏作は経営の補完部門であつて、この間における全国的な労働市場の拡大による在宅農民の労働力の商品化、すなわち兼業化によつて、自家労働力の評価を通じて麦作を中心とする田冬作の採算性が問われたのである。麦作の復活のためには、労働生産性を引き上げる新たな機械装備が必要だ

ったのである。

五五年段階での麦作復活には、四九年に終了した土地基盤整備事業（これによって、昭和二二年、集落内圃場の農家平均団地数、三・五カ所、農家平均の一団地面積四一アールが、五四年には、それぞれ二・三カ所、七〇アールへとまとめられている）と、この新たな土地条件の下で導入された米麦併用である自脱型コンバインによる刈取り、脱穀作業の労働時間の短縮が大きく利いている。

五〇年以降、米価に対する麦価の相対価格の上昇、また麦作の主力が、小麦から収穫時期が早いため田植期まで余裕のとれるビール麦に移行した事もあるが、麦作の復活は、コンバインを中心とした機械化が、米麦作を基本的には込みにした穀作のスケール・エコノミーを要求したからにほかならないだろう。

最後に、佐賀全県における主な農用機械の普及状況をみておこう。第2表に示されるように、全県的にも、五〇年以降、耕耘作業機では乗用、大型化が進み、刈取り・脱穀作業機もコンバインの普及が進んでいる。全国レベルと比較すると、歩行型耕耘機はともかく、それを除いたすべての機種 of 普及率は佐賀県の方が高い。中でも、二〇馬力以上の乗用トラクター、自脱型コンバインの両機種では、一〇〇戸当たりで、それぞれ八台、一〇台ほど佐賀県の方が多くなっている。

コンバインの普及率の高さと関連して、裏作麦の作付動向をみてみれば、佐賀全県で五〇年、田麦（四麦計）は一三・七千ヘクタール、これが水田面積に占める割合は二五・八%（都府県、二・八%）であり、五六年には二三・四千ヘクタール、四五・七%（都府県、六・九%）まで拡大しているのである（数字は五〇年および五六年産『作物統計』（統計情報部）による）。

(二) 農家労働力構成の変化と経営複合化

前章で示した練ケ里での最近の機械装備の状況下において、米麦作の一〇アール当たり労働時間を、昭和五六年産『米及び麦類の生産費』（統計情報部）によって類推してみよう。

それによると佐賀県における米とビール麦の一〇アール当たり労働時間は、それぞれ六六・二時間（六六戸平均）、一三・一時間（五戸平均）となっている。

米について生産費調査県計では、機械装備は一〇戸当たり、耕耘機九・九台、乗用トラクター三・二台（うち、二〇馬力以上二・一台）、田植機六・五台（うち三条植え以上一・八台）、バインダー六・三台、コンバイン三・六台となっている。練ケ里における機械化の進展はこれ以上であったから、県計より労働時間は短くなるだろう。生産費調査では県計での作付規模別統

計が示されていないので、九州計でみてみると、水稲作付一五〇アール以上層あたりが、練ケ里の一般農家と装備状況が符合しており、五〇～六〇時間（一五〇～二〇〇アール層五一・一時間、二〇〇～三〇〇アール層五八・〇時間）が一〇アール当たりの労働時間となっている。

佐賀県計のビール麦、生産費調査数値一三・一時間については、調査対象農家（五戸）に機械の共同利用をふくんでいるため、一〇アール当たり耕耘機四・〇台、乗用型トラクター一・八台（二〇馬力以上一・八台）、バインダーがなく、コンバイン二・〇台（刈幅一・二メートル以上の大型自脱型）となつて、機械装備は共同化による高度なものとなっている。なお、同生産費調査の五五年産については、個別経営主体型（五戸）であるが、一〇アール当たり労働時間一七・二時間となっている。

五五年産調査対象農家の機械所有台数は、一〇戸当たり、乗用トラクター一〇・〇台、バインダー八・〇台、自脱型コンバイン六・六台であるから、こちらの方が練ケ里の実態と近いようである。

さて、大雑把に、以上の検討を踏まえて練ケ里における一〇アール当たり労働時間を、米、ビール麦それぞれ、六〇時間、一五時間と仮定した場合、単純計算では、裏表それぞれ二ヘクタールの作付けを仮定した米麦作経営の年間労働時間は一五〇

〇時間ということになる。

この数字は、米麦作だけの経営では、すでに二ヘクタール規模でも、一人の農業従事者が年間通して就農できる場がないという事を意味している。

練ケ里における、農用機械の一連の導入過程の中で、米麦作労働時間の短縮に対応して、すでに昭和五〇年段階でも、二ヘクタール以上層を含め、一方では兼業化が本格化し、他方で米麦作以外の集約作目の導入が始まった事実をわれわれは確認していた。

このような傾向は、五〇年以降に続く機械化の中で、拍車がかけれ、兼業化をおし進める農家群と、新たな経営部門を導入して米麦作との複合経営化をはかる農家群へと、両極への分化が鮮明な形で現われることになった。

経営の複合化の傾向を先にみておくと、複合経営部門を持つ農家は、昭和五〇年には、肥育牛一頭飼養といった本来の複合化には、はいらない農家まで含めて一四戸だったのが、五七年（五八年二月聴き取りによる前年の実績）では二二戸まで増大している。

この複合経営農家の増加のために、調査農家（耕地経営規模五〇アール以上層）全戸である四一戸平均の一戸当たり農業従事者、農業専従者、専従者のうち男子、いずれもが五七年には、

第3表 1戸当たり農業従事者（練ヶ里）

	昭40	50	57	うち	うち
				米麦作	複合作
集 計 戸 数 (戸)	40	41	41	19	22
(1) 農 業 従 事 者 (人)	3.03	2.63	2.98	2.63	3.27
(2) 農 業 専 従 者 (人)	2.10	1.20	1.49	0.73	2.13
(3) 専従者 うち男子 (人)	1.15	0.76	0.80	0.26	1.27
(4) 男子 専 従 者 率 (%)	54.8	63.3	54.1	38.5	58.3
(5) (2)/(1) (%)	69.3	45.5	50.0	26.0	66.7
(6) 兼 業 従 事 者 (人)	0.88	1.15	1.02	1.63	0.50
(7) 兼 業 うち常勤 (人)	0.33	0.46	0.80	1.21	0.45
(8) 臨 時 (人)	0.55	0.68	0.22	0.40	0.05

注(1) 農業専従者は年間150日以上就農した農業従事者。

(2) (4)は、農業専従者に占める男子の割合。

(3) (5)は農業従事者に占める農業専従者の割合。

(4) 昭和40,50年は、「農家調査票」（総研九州支所,50年12月）により,昭和57年は「農家基本台帳」（練ヶ里生産組合）および聴き取り調査により作成。

第4表 部門別複合経営農家数（練ヶ里）

主 な 複 合 部 門		戸 数	農 家 番 号
昭 50	昭 57		
ぶ どう	ぶ どう	7 (5)	① ④ ⑧ ⑬ ⑲ ⑳ ㉔ ㉕
—	ぶ どう	7 (3)	③ ⑦ ⑩ ⑭ ㉒ ㉖ ㉗
イ チ ゴ	イ チ ゴ	2 (2)	⑤ ㉘
畜 産	イ チ ゴ	2 (2)	⑬ ㉙
—	イ チ ゴ	1 (1)	⑬
畜 産	畜 産	2	㉚ ㉛
—	観葉植物	1 (1)	㉜
畜 産	—	1	㉞

注。()はハウス作のうち数。農家番号は付表参照。

昭和50年は前掲「農家調査票」より,昭和57年は聴き取り調査により作成。

第5表 農業従事者平均年齢（練ヶ里）

	昭 40	50	57	うち	
				米 麦 作	複 合 作
集 計 戸 数 (戸)	40	41	41	19	22
農 業 従 事 者 (歳)	42.5	43.3	46.5	45.4	47.2
農 業 専 従 者 (人)	42.8	42.3	46.7	49.0	46.1
うち 男 (人)	43.9	43.2	47.3	50.2	46.8
うち 女 (人)	41.4	40.8	46.0	48.3	45.2
常勤兼業従事者 (人)	28.1	32.1	31.1	33.0	26.5

注(1) 年齢はいずれも各年末の満年齢。

(2) 出所は第3表注(4)に同じ。

五〇年の数字を上回る結果となっている（以下、第3表参照）。複合経営部門の導入による農業への回帰、一応これが集落全体としての就業動向の基調とはなっている。

しかし、これに対して、一方では、複合部門を導入しなかった米麦作農家（一九戸）では、五七年、一戸当たり一・六人が兼業従事者、このうち常勤の兼業者は一・二人にまで達しており、集落全体としても、兼業従事者の総数は五〇年より若干減少したものの、兼業従事者に占める常勤者の割合が大幅に上昇し、兼業化は深化する結果となっている。

さて、経営複合部門については次節で再び触れることになるが、その中身をここで一応紹介しておこう。第4表は、昭和五〇年、五七年の複合経営農家を部門別に示したものである。兩年次とも、複合部門を二つ以上組み合わせた経営もあるが、収益の一番大きいとみられる部門で農家の類型化を行なっている。

表によれば、五〇年に比較し、その後増加した部門は、ぶどう（五〇年七戸に対し、五七年は一四戸）、イチゴ（五〇年二戸に対し、五七年五戸）であり、減少した部門は畜産（五〇年の五戸のうち、一戸が米麦作へ、二戸がイチゴ作へ移行し、五七年では、肥育牛農家と、酪農家が一戸ずつ残っている）である。このほかに新たにこの間、観葉植物（ハウス作）を始めた農家が一戸ある。

複合化の進展した下で、農家の就業構造を、以下農業従事者の年齢別構成を中心にみていこう。

複合部門を導入する農家が増えて、集落全体の農業従事者数も増加したというものの、農業を担う年齢層は上昇している（第5表参照）。五〇年農業従事者の平均年齢四三・三歳が五七年では四六・五歳に三歳強上昇、農業専従者だけを取り出してみれば、これは五〇年四二・三歳が五七年四六・七歳と四歳強上昇している。

五〇年より五七年までの間に、一八歳に達した男子の新規労働力のうち、この集落にとどまっている者、八名のうち農業専従者となった者は無く、うち七名までが、常勤の兼業従事者となり農業補助者（年間就農一五〇日未満）となっていることが、専従者の平均年齢を上昇させている主因である。

五〇～五七年の農業専従者の増加・補充は、第3表でもわかるように女子労働力による部分の方が大きい。これは五〇年までにみられた米麦用農業機械の装備によって、一たんは農業補助者に回っていた中高年以上の女子労働力がその後の複合部門の導入をまって、再び農業専従者に戻ったとみることができよう。

さらに、現段階における米麦作および複合作を担う農業従事者の年齢構成を検討するために、第一図を掲げる。これは、五

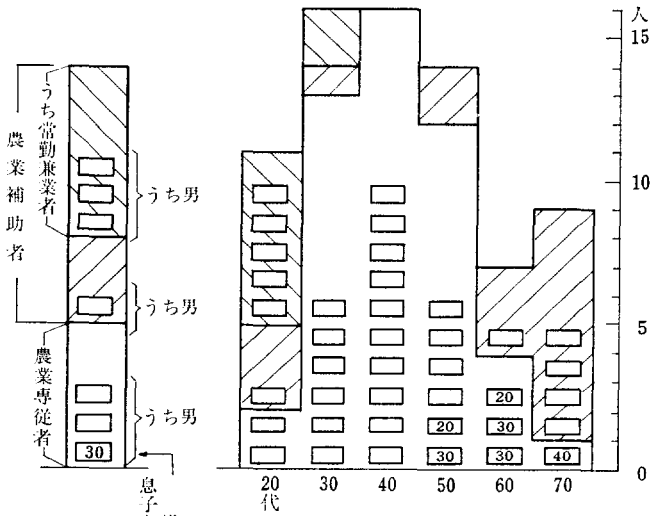
七年末時点における両経営類型別に、一〇歳さき年齢層の農業従事者の分布を示したもので、それぞれ、農業専従者、農業補助者、農業補助者のうち常勤の兼業従事者が区分され、かつ男子のうら数がわかるよう作図されている。

なお、図では省いたが、農業にはまったく従事せず、非農業部門だけに就業する兼業従事者が、複合経営で二名（一〇代、二〇代いづれも女子）、米麦経営で三名（一〇代、三〇代男子、四〇代女子）いる。また、六〇歳を越える高齢者のうち、まったく就業しない（よって就農しない）者は一五名ばかりいるものの、このうち男子はわずか三名であり、この集落では七〇歳を越えても男子についてはほとんどが就農している実態である。さて、図に従い両経営類型の農業従事者（以下農従者と略称）の年齢構成を比較すれば、一目で両者の形態に差がある事がわかる。複合経営では、二〇代から五〇代まで比較的均等に厚い農従者層があるのに対して、米麦経営では三〇、四〇代（特に三〇代）のみ農従者が多く、他の年齢層が薄い構成となっている。

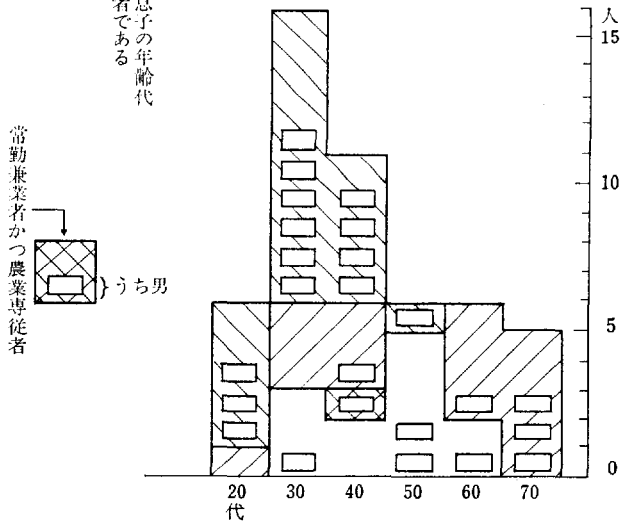
この違いは、そもそも一戸当たり世帯員数が複合経営で多く、米麦経営で少ないことを示している。男子の世帯員だけを取り出してみれば以下のようなものである。一家に男子二世代の農従者のいる農家は、複合経営では全三二戸のうち一六戸であるのに、

第1図 年齢別農業従事者数（練ヶ里 昭和57年）

(1) 複 合 経 営



(2) 米 麦 経 営



注：前掲「農家基本台帳」（練ヶ里生産組合）および聴き取り調査により作成。

米麦経営では一九戸のうち七戸にすぎない。年齢層の組み合わせは、複合経営では、二〇代―五〇（四〇、六〇）代△前者が息子、後者が父▽が七組、三〇代―六〇（五〇）代が四組、四〇代―七〇代が五組であり、米麦経営では、二〇代―五〇代が三組、三〇代―六〇（七〇）代が二組、四〇代―七〇（六〇）代が二組である。

また、一家に男子農従者が一世代のみの農家（この場合、兄弟で就農している例はなく、全戸で男子農従者が一人だけの経営）は、複合経営では六戸（三〇代二名、四〇代三名、五〇代一名）、米麦経営では一戸（二〇代一名、三〇代五名、四〇代四名、七〇代一名。なお四〇代のうち一名は息子は在宅するが農業に従事しない）に達する。なお、米麦経営には、ほかに男子農従者のいない農家が二戸ある。

ところで、経営を複合化した農家は全般に、経営面積規模の大きい層が中心となっており、酪農家⑧番（付表参照）を除き、おおむね一五〇アール以上層まで浸透している。もっとも、およそ一五〇アールを越える経営規模層でも米麦経営は一戸を数える（一四九アールの⑦番農家を含む。なお、一四九アール以上の農家総数は三二戸である）が、このうち、六戸までが、先にみたような男子世帯員一世代のみの農家である。

農業にとどまって経営を複合化するか、経営は米麦作のみと

し兼業に就くかの選択をめぐる男子について年齢別にどう対応がなされたか、第一図にそって検討してみよう。

まず、七〇代（昭和五七年末現在の年齢。以下同様）は、農業からの半リタイヤ層であり農従者八名のうち複合経営の一名だけが農業専従者（以下専従者と略称）となっている。これに対し、六〇代では、農従者六名のうち専従者は四名とまだ主要な農業の担い手層を形成しており、この年代には兼業者はいない。専従者四名のうち三名は複合経営を行なうが、息子もまた専従者であり、これに妻、嫁を加えて、最も農業労働力の充実した農家群となっている。

五〇代は農従者九名のうち、一名が常勤の兼業者（米麦経営農家）であるのを除いて、複合、米麦を問わず専従者となっている。このうち六名が複合部門を取り入れ、農業規模拡大の道を選んでいるが、妻は五人までが専従者であるものの息子がやはり専従者という農家は二戸にとどまり、息子は常勤兼業・農業補助という例が多く、父親が農業からリタイヤする際、米麦作だけに規模縮小が起る可能性の高い農家群を構成している。四〇代になると、農業専従Ⅱ複合化と常勤兼業への双方の動きが出て来ているが、なお農業にとどまる者の方が多い。農従者総数一六名中一一名が専従者であり、このうち一〇名が複合経営を行なう（残り一名は、米麦作経営を行ないかつ常勤兼業

者でもある)。この四〇代が複合経営を担う最も厚い年齢層であるが、複合経営一〇名の妻もすべて専従者であり、これに六〇、七〇代の老父母（特に父）が農業補助者に加わる例が多い。

三〇代は農従者総数一三名、複合経営の農業専従者六名、米麦経営の常勤兼業者も六名と、農業と非農業従事者（農業補助者ではあるが）の均衡する年齢層となっている。また残り一名は米麦経営の農業専従者である。複合経営を行なう者六名のうち、五名までが父親が就農する（農業補助を含む）二世代の男子のいる農家に属し、一方常勤の兼業に就く六名は、すべて父親のいない、一世代の男子しかいない農家に属する（このうち一四九アール以上の経営面積の農家は三戸である）。なお、この年代で複合経営を行なう専従者の妻、六名については、同じく専従者である例は半分の三名で、残り三名は農業補助者であり、うち二名は常勤の兼業者であって、四〇歳以上の夫人年齢層とは異なる就業形態をみせている。

最後に、二〇代についてみると、農従者総数一名。複合経営農家に八名いながら、二名が農業専従者にすぎず、残り六名は兼業者（うち一名は臨時雇）で農業補助労働に回っている。米麦経営農家に三名、これは全員が常勤の兼業者でかつ農業補助者である。すなわち複合、米麦を問わず、常勤兼業・農業補助なる年齢層をなしている。

以上をまとめてみると、複合経営部門を取り入れている農家は一応、土地経営面積で一・五ヘクタール以上で、労働力では二世代にわたってそれを農業に確保している（二世代のうちいづれかが農業補助労働力である場合を含む）農家とすることができよう。

また今後の複合部門の新規導入、あるいは維持という問題について、園芸を中心とした部門の労働集約性の高さからして必ずしも、一五〇アール以上といった土地経営面積の大きさはそう规定的であるとはいえないだろう。しかし、労働力については、複合経営の主要な担い手である男子専従者は、これまでみてきたように現在、四〇代以上層が中心であり、三〇代を分岐点として、三〇代以下層、特に二〇代以下層はそうであるが、就業に際して直面した時代の状況、すなわち農業側における米麦作の省力化、非農業側における農外雇用機会の拡大といったものを反映し、農業専従者の補充にはつながないのであって、年齢層別の検討から、複合経営の浸透も現在がピークであると言えそうである。

この節の最後に、農家労働力構成の変化を、簡単に佐賀県全体の動きとして捉えておこう。第6表は、男子について昭和四〇～五六年の基幹的農業従事者（過去一年間、自家農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が仕事の者）の

第6表 年齢層別男子基幹的農業従事者数（佐賀県）

（単位：人，％）

	計	30歳未満	30～39	40～49	50～59	60歳以上
昭40. 2. 1	57,840	9,355	13,537	10,226	10,304	14,418
45. 2. 1	46,910	6,185	29,017			11,708
47. 1. 1	38,910	4,680	7,080	10,550	6,890	9,720
50. 1. 1	34,402	3,823	4,810	9,070	7,591	9,108
52. 1. 1	33,610	3,320	4,480	8,940	8,290	8,580
55. 1. 1	30,852	3,100	3,729	6,835	8,615	8,573
56. 1. 1	32,600	3,190	3,670	7,440	8,730	9,560
百 分 率						
40. 2. 1	100.0	16.2	23.4	17.7	17.8	24.9
45. 2. 1	100.0	13.2	61.9			25.0
47. 1. 1	100.0	12.0	18.2	27.1	17.7	25.0
50. 1. 1	100.0	11.1	14.0	26.3	22.1	26.5
52. 1. 1	100.0	9.9	13.3	26.6	24.7	25.5
55. 1. 1	100.0	10.0	12.1	22.2	27.9	27.8
56. 1. 1	100.0	9.8	11.3	22.8	26.8	26.3

注. 各年次『佐賀農林水産統計年報』（九州農政局佐賀統計情報事務所）より作成。

年齢別構成を示している。なお、基幹的農従者は、農業専従者よりやや範囲の広い概念で、同県、男子の場合、総数で専従者より三割前後多い数字となつて表われている。

表でわかるように、昭和五〇年の前半あたりから男子基幹的農従者の過半を五〇歳以上層が占め、反対に五〇歳未満、なかんづく三〇歳未満層の比率の低い構成となっている。これは、大雑把に言つて、昭和一桁までに生まれた年齢層（昭和四〇年に三〇歳以上、五〇年に四〇歳以上）あたりを境として、それ以降に生まれた年齢層からの基幹的農従者への補充が急減したことが主因となっている。

従来、米麦作の比重の高かつた佐賀県において、昭和四〇年後半より進んだ農業機械化の下で、施設園芸を中心とした米麦作との経営複合化の動きは、まづもって中高年農業従事者の雇用機会の確保の意義が大きかつたと言えそうである。

（三）経営複合作目

前掲第4表でみたように、近年練ケ里で経営複合部門の拡大を支えているのは、ぶどう（巨峰）、イ

チゴの両園芸作目であるが、昭和四〇年代の複合部門は畜産が主体であった。昭和四〇年当時、酪農家一八戸、四三頭、肥育牛農家九戸、一九頭（酪農家と肥育牛農家とは重複しない）、四〇年代中期にかけては、畜産農家が若干減少し、残った農家で多頭化が進む動きがあったものの、四〇年代後半の飼料の高騰を機に、多くの農家が畜産より手を引くことになった。

四〇年代後半の後退は、先にみた麦作の後退と同じ要因があったともみることができよう。前掲第3表に示された一戸当たりの兼業従事者数は、四〇年から五〇年にあまり増加がみられないものの、四〇年時点では、なお農家は次三男をかかえ、彼らが兼業従事者の主力であったのに対し、五〇年には、次三男は他出する傾向が定着し、兼業従事者は農業後継者層まで浸透していったのである。そのような状況下「勞力不足」のものでの畜産の後退である。

五〇年以降、複合部門の主力たる園芸作は、かつての複合部門が、いわば水稻作の副次部門という位置づけだったのに対し、その労働集約的な性格の故に、労働投入時間でみる限り、もはや稲作の副次部門とは言えず、園芸作の規模の大きい農家にとつては、経営の主力部門となっている点が、かつての複合部門との大きな相違となっている。もちろん、複合部門にこのような位置づけを与えているのは、米麦作における著しい省力化¹¹

機械化である。

さて、当集落における、ぶどう、イチゴ作は、水田転作作目として導入されたのがきっかけであり、農協共販品目である。佐賀平坦部に転作作目として導入された園芸作目として、イチゴ、ナス（いずれも施設園芸作）は一般的であるが、ぶどうはやや特殊である。

ぶどうそのものは、転作作目としては、補助金交付対象とはならず、練ケ里では成木になるまでの二年ほどの間、大豆の間作を行なうことに対応していた。練ケ里のぶどう作は、導入時の露地作から始まり、導入の早かった農家は多くが施設作（加温ハウス）に進んでいる（一四戸のうち八戸、前掲第4表参照）。

露地作のぶどうの場合、出荷は八月一日頃始まり九月一杯となる。加温の場合、加温の時期によって異なってくるが、一月ははじめから四月一杯の加温で、五月中旬より出荷が始まり六月一杯まで続く。出荷先は加温ものが大阪（五〇%）、東京（二五%）、広島、北九州、福岡で、露地ものは広島（六〇%）が中心で他は九州内であるという。

大阪、東京送りには飛行機が利用され、陸送とのプール運送費は一キログラム当たりで一〇〇円である。仮に一〇アール当たり出荷量一二〇〇キログラムとして、この運送費が一四万円、これとは別に出荷資材費をも含めた一〇アール当たり物財費は

加温栽培で一六万円（減価償却費含まず）、このうち重油費が五三万円である。⁸⁾ ぶどう作は経費のかさむ作目となっている。このような費用のかかる作目が比較的短い期間に導入され得たのは、規模の大きい米麦作としての蓄積があったからなのだろう。

イチゴはすべて当初より施設園芸作であり、現在、品種「春の香」が主体であるが、最近では出荷期間を延長するために、「ハルヨイ」、「レイコウ」といった品種を新たに導入し組み合わせ栽培している農家もあった。出荷先は九割までが京浜であるが、イチゴの場合も一部に飛行機が運送手段として利用されている。出荷は一月の中旬頃より始まり四月まで続く。

イチゴのブルー運送費は三〇〇グラム（一パック）で一・五円、一〇アール当たり三〇〇〇キログラム出荷した場合、一・五万円の負担である。出荷資材費こみの物財費は一〇アール当たりで、七九万円であるから、経営費はぶどう（加温）ほどは、かからない。

同じ複合作目でも、ぶどうを選ぶか、イチゴを選ぶかは、これまた農家の労働力の多寡にかかっている。より労働時間のかかるイチゴ（一〇アール当たり一五〇〇〜二〇〇〇時間¹⁰⁾）は、一戸当たり農従者が三〜四人の農家に採用されるのに対し、労働時間が相対的に少ないぶどう（同じく、露地で四〇〇〜五〇〇時間、ハウス加温で六〇〇〜七〇〇時間¹¹⁾）は、農従者二名でも導入は可能である。

米麦作の年間労働は、麦刈り、田植えと続く六、七月と、稲刈り、麦播種とつづく一〇、十一月にその投入のピークがあるため、複合部門は、この時期に作業が重複しない作目が望ましい。ぶどうの場合、六月に加温作で収穫の終了時と、露地作で摘粒・摘房作業が田植えと若干競合し、イチゴの場合も一月から一二月にかけての収穫開始時期に麦播種作業と競合することになるが、これらの時期の労働は、なんとか家族労働でこなす範囲である。

ところで、もともと佐賀平坦部は米麦作主体で、たまねぎ等を除いて園芸作の導入は新しい経験であり、ぶどう、イチゴ、ナスいずれもが先進県である福岡県よりの技術導入によるところが大きい。練ヶ里の農家も、ぶどう作導入にあたっては福岡県の田主丸、黒木、広川町などへ視察に赴いたという。ぶどう作のこれらの産地は、いずれも標高のある産地のため、この技術をそのまま昼夜間の温度差の少ない平坦部に導入した場合、果実の色付きが悪いのが難点だったとか。加温ハウス栽培では、施設内の温度管理を通じてこの点は克服されている。ハウス加温栽培については、むしろ現在では、他から視察を受け入れる産地にまで成長している。

第7表 施設園芸農家の位置づけ

(単位：戸，%)

		(1) 施設園芸 農家	(2) のうち、農産物 販売額が、施設園 芸1位で稲2位の 農家 (1)に対する比率)	(3) のうち、農産物 販売額が、稲1位 で施設園芸2位の 農家 (1)に対する比率)	(4) のうち、専業・第I 種兼業農家の割 合	(5) 専業・第I種兼業 農家に占める(1)の割合
昭 50	都府県	153,628	44,206 (28.8)	21,701 (14.1)	85.5	7.4
	九州	28,589	9,359 (32.7)	5,134 (18.0)	92.8	7.1
	佐賀	1,810	233 (12.9)	691 (38.2)	92.7	5.3
昭 55	都府県	185,198	56,474 (30.5)	22,311 (12.0)	83.1	9.3
	九州	36,640	14,254 (38.9)	4,631 (12.6)	91.3	10.2
	佐賀	3,179	830 (26.1)	949 (29.9)	93.2	11.5

注. 1970年, 1980年『世界農林業センサス・経営部門別農家統計報告書』より作成。

なお、練ケ里では、複合部門として採用する農家が減少している畜産であるが、②番農家のように、いねわらという粗飼料基盤（自給できない部分は、稲刈受託、いねわら購入で補う）の上で、肥育牛経営の規模拡大をはかっている農家のあることを付け加えておこう。

最後に、練ケ里でみたように、米麦作との複合部門として主力となってきた施設園芸作について、全県の動きをみておこう。

第7表に示したセンサスの数字では、昭和五〇年より五五年にかけて、佐賀県における施設園芸農家は一八一〇戸より三七九戸へ増加しているし、食品流通局調⁽¹²⁾べでは、五六年三九一八戸（ガラス室設置農家除く）となっている。稲作との経営上での結びつきも強く、施設園芸農家のうち農産物販売額で、施設園芸部門一位でかつ稲部門二位としている農家と、同じく稲一位でかつ施設園芸二位としている農家の合計が過半を越え、五五年では前者の組み合わせの比率が高まっている。

施設園芸農家のほとんどは、農業を所得獲得の主たる源泉としている専業および第I種兼業農家である。この専・I兼農家総数に占める施設園芸農家の割合の、佐賀県における伸び率は高く、昭和五〇年の五・三%から五五年の一・五%まで達し、その後の施設園芸農家の増加の傾向から、この比率は現在では、

さらに伸びていることになろう。農業で生計を立てていこうとする農家にとって、米麦作との複合部門として施設園芸の位置づけが、これまでのところ、全体的に高くなってきていると言えよう。

注(2)(3) 前掲『村と農家のあゆみ』、第一部「練ケ里における農家の就業構造」を参照されたい。

(4) 麦作後退に関する論文として、持田恵三「麦作後退の基本的性格」(『農業総合研究』第一七巻第二、三号)がある。

(5) 前掲『村と農家のあゆみ』、第一部および第二部「練ケ里の歴史」を参照されたい。

(6) 五六年産生産費調査によれば、九州、一五〇～二〇〇アール層の調査対象農家(一七戸)の、一〇戸当たりの主な農業機械の所有台数は、耕耘機三・五台、乗用トラクター一〇・一台(うち二〇馬力以上七・二台)、田植機八・四台(うち三条植以上四・三台)、バインダー三・五台、コンバイン八・八台となっている。

(7) 注(2)に同じ。

(8)(9) 運送費は昭和五七年、物財費は五六年、いずれも牛津町農協資料より。なお物財費は農協による農家抽出調査。

(10)(11) 福岡県農政部『福岡県営農類型―県農業計画に

《ノート》 昭和五〇年以降における経営複合化と農地流動化の展開

おける地域別営農類型―(昭和五六年三月)による。
(12) 農林水産省食品流通局『園芸用ガラス室・ハウス等設置状況』による。

三 農地流動化の展開

(一) 農地貸借・作業受委託の状況と展開

第8表に、練ケ里における農地貸借、作業受委託の現況を示した。農地利用に関する流動形態を借入・受託サイドでみると、賃貸借・間小作(佐賀では一般に「作りあげ」と呼ばれる)一戸五三・一アール、全作業・機械作業受託四戸一・九七アール、部分作業受託四戸一・八五アールである。稲作に関する限り、当集落はいわゆる間小作¹⁾作りあげが主流の農地利用の流動形態になっているのである。

作りあげとは、陣内氏(佐賀大学)によれば、戦前にあつては短期的な農民相互間の農地貸借関係を指し、地主と農民との間の小作関係と区別する意味あいで使用された呼称だといふ。現在それが変じて、当集落においては正規に届出をしない賃貸借の総称になっている。その内容は事例によって若干の違いはあるものの、概して次のようである。

作りあげにおいては、あくまで地主が耕地についての一切の権利と義務を持つてゐる。従つて、産米の出荷も共済掛金も名

第8表 所有耕地規模別・専兼別・経営形態別の貸借・作業受委託等の状況（昭和58年2月現在）

属 性		関係形態		賃貸借・間小作		期間借地のみ ¹⁾		全作業・機械作業		部 分 作 業		完全自作 農家 ²⁾ (戸)						
				借 入		貸 付		受 託		委 託			受 託		委 託			
		戸数	(戸)	(a)	(戸)	(a)	(戸)	(a)	(戸)	(a)	(戸)		(a)	(戸)	(a)	(戸)	(a)	
2 ha 以上	18	5	182	2	171	3	194	1	152	1	92	1	152	4	185 ³⁾	0	0	7
1～2 ha	18	5	299	2	214	3	407	0	0	2	91	0	0	0	0	1	100	9
1 ha 未満	15	1	50	3	65	0	0	5	194	1	14	2	45	0	0	2	85	4
専 業 農 家	20	6	357	0	0	4	510	0	0	1	92	0	0	4	185	0	0	10
あとつぎ兼業	6	4	124	0	0	1	60	0	0	1	60	0	0	0	0	0	0	2
兼業・老人農家	25	1	50	7	450	1	31	6	346	2	45	3	197	0	0	3	185	8
複 合 経 営	22	9	477	0	0	5	570	0	0	2	152	0	0	3	136	0	0	8
単 一 経 営 ⁴⁾	29	2	54	7	450	1	31	6	346	2	45	4	197	1	49	3	185	12

注. 1) は表作の貸借はなく、裏作期間のみ貸借するものを指す。

2) は貸借・作業受委託・期間借地を一切しない農家を指す。

3) 1戸36aの農家は部分作業を各々別の2農家に委託しているが、この欄では重複して数えていない。

4) 米麦二毛作も単一経営農家へ含まれている。

目上地主により行なわれ、耕作区別も地主に属している。地主は、その耕地にかかわる一切の費用——具体的には次のような費用を負担している。圃場整備負担金一・〇千円（一〇アール当たり……以下同様）、水利費三・〇千円、灌がい費一・二千円、共済掛金の米一・二千円、麦二・四五千円、固定資産税一・五千円、部落費区別割一・二千円、農協組合費区別割〇・

一十千円、カントリー賦課金〇・八千円、等で、その合計二二・五千円となる。

他方、借入農家は農業生産にかかる物材費を負担する。肥料一〇〇キログラム、除草剤三キログラム、それと農薬を適時散布するとすれば、金額換算計一八千円（米一俵相当額）位かかるとみられている。もともと少数だが、物材費をも地主が持つ

事例も存在する。

収益の配分は、収量の折半（五〇対五〇）である。地主、借入農家双方とも負担費用は米一俵相当と見積もられるから、反収一〇俵水準の当集落にあっては、双方が互いに米四俵余の所得を得ることになる。この収益配分基準は借入農家にとって採算にあうのかという点について、ある借入農家は次のように説明した。米作だけをみれば、半々という配分基準ではうまみはないが、裏作の麦収入を楽しみにして作りあげをやっている、と。当集落のビール麦平均反収は三五〇キログラム、物材費として肥料（八〇キログラム）、除草剤（一・五本）等計一〇千円余かかるとみても、手取り四〇千円余が借入農家のふところに入る計算になる。麦価の良さと圃場整備・技術の向上による麦作収量の安定化が、農家の借入欲求の経済的支えとなり、作りあげ（貸貸借）を流動形態の主流となし、また折半という高代水準を継続させている一つの要因になっていることに間違いはないだろう。

稲作の賃作業受委託は、貸貸借・闇小作に比べて少なく、影が薄い。それは、受託農家にとって、麦作収入を見込めぬ上に、稲作の経営者余剰の取得も望めない魅力の劣る受託形態であるという受託側の事情が一方にある。他方、委託農家としては家族労働力のある限り、投資効率を度外視しても農機具をそろえ、

自家で耕作したいという気持も強い。賃作業はこうした受託、委託農家双方の思惑の交錯する狭間に生まれるところから、過渡的・一時的という性格がいつもつきまとうている。従って、そこには、その成立を強く希望する農家群が、つねに層として固定しているわけではない。

裏作期間のみ借地をする期間借地の展開には、目をみはるものがある。作りあげの裏作を除いてもなお、六戸六〇一アールの借り入れがなされている。この繁盛の一因は、当然麦作収入の好調さに依るが、別の事情として後述②農家の大口借り入れが影響している。

以上のような農地利用の流動諸形態は、どのような属性と関連するのだろうか。第8表によれば、どの形態においても、概して上層・専業・複合経営には、借入・受託が、下層・兼業・単一経営には、貸付・委託が多いようにみえる。その程度を知るために、第8表の戸数データにもつき、貸貸借・闇小作と作業受委託の二形態について、属性相関係数 χ^2 値を算出すると、次のことがわかる。五%以上の有意水準で関連するのは、貸貸借・闇小作については、専兼別、経営形態別である。従って、貸貸借・闇小作は、耕地階層により左右される度合は少なく、むしろ農業労働力の質と量に大きく規定されているのである。他方、作業受委託は、いずれの属性にも左右される度合が少な

い。そして、それは作業受委託が当集落においてマイナーな流動形態であって、それ故作業受委託をしない農家が大量に存在する（三八戸）ためだろう。また、耕地階層の、特に貸付けにおいて明瞭な階層差がないのは、貸付農家群の中に耕地所有規模の大きい兼業農家と小さい兼業農家の二つのタイプが存在するからである。例えば、②農家（以下番号を付した農家については、後掲付表―を参照）は、水田経営面積二八〇アールで集落内二番目に大きい農家である。前世帯主が若死にし農業労働力の不足にもかかわらず、あとつぎ息子（現在三六歳）はしばらく農業従事の後会社勤務へと転職した。それ故に、昭和五〇年以前から漸次委託を始め、現在は作りあげ一三一アール、全作業委託九二アール、期間借地六〇アールの、大口貸付農家になっている。

第9表により、農地利用の流動形態別に社会関係の特徴をみておこう。まず、間柄では、賃貸借・間小作では一〇件三九四アール（六二％）、期間借地では九件三九八アール（六二％）が他人間の貸借・受委託であったが、賃作業の他人間で行われるのは二件一一四アール（二一％）にすぎなかった。農地賃借については他人間の、いわば市場ベースの取引が成立しているのに対し、賃作業については親戚相互間の助けあいの心情が作用しているということであろうか。但し、賃貸借・間小作の他

人間取引の内、三件一〇二アールは農地改革時の地主留保の残存小作地であるから、それを差し引けば、それらは総数一五件五二九アール、うち他人間取引は七件二九二アール（五五％）、に低下する。賃貸借・間小作は、期間借地に比べ市場ベースで割り切れぬなにかを宿している、と言うべきであろう。

次に、農地利用の流動形態と集落の関係である。集落内の者同志の取引は、賃貸借一件四五九アール（七三％）、期間借地七件三一二アール（四九％）、賃作業八件四一八アール（一〇〇％）となり、稲作業においては集落内での取引が支配的であることが判る。ところで、期間借地での集落外との取引の多さは、②農家の特異な活動の結果である。③農家は水田経営面積一九三アール経営主（二八歳）夫婦、親夫婦の四人の農業専従者で構成されている。現在の経営は、基幹部門である肥育牛飼育（年間出荷頭数三〇〜四〇頭）、米、麦、そして玉ねぎ（四〇アール）である。その技術水準と農業所得からいって、当農協管内有数の農家と言えよう。当家の期間借地は、肥育牛の粗飼料確保のため、水田利用再編の水田を借り受け、牧草を栽培したことに端を発する。それをきっかけとして裏作のビール麦まで水田を貸してもらえようになったのである。現在、七件三二六アールの期間借地と、一件一八アールの作りあげ（ただし、地主は「期間借地のみ」六二アールも当家へ貸し付け）

第9表 農地利用の流動形態別諸社会関係とその変遷

流動 形態	社 会 関 係 と そ の 変 遷								
	関 連 農 地		間 柄		相手の居住地		昭和50年時からの変遷		
	件 数 計 (件)	面 積 計 (a)	親 戚 間 (件) (a)	他 人 間 (件) (a)	集落内間 (件) (a)	集落外者と (件) (a)	存 続 (件) (a)	他形態から 転化 ¹⁾ (件) (a)	新たに生起 (件) (a)
賃貸借・間小作 (うち賃貸借届出済)	18 2	631 52	8 (237) 0 (0)	10 (394) 2 (52)	11 (459) 0 (0)	7 (172) 2 (52)	11 (302) 2 (52)	4 (271) 0 (0)	3 (58) 0 (0)
期 間 借 地 ²⁾	14	637	5 (239)	9 (398)	7 (312)	7 (325)			14 (637)
作りあげの裏作届出 ³⁾	4	217	2 (101)	2 (116)	4 (217)	0 (0)			4 (217)
(うち利用増進届出)	14	676	6 (304)	8 (372)	9 (413)	5 (263)			14 (676)
全作業・機械作業	4	197	3 (183)	1 (14)	4 (197)	0 (0)	2 (106)	1 (31)	1 (60)
部 分 作 業	4	221	3 (121)	1 (100)	4 (221)	0 (0)	2 (149)	1 (36)	1 (36)

注(1) 1) 他形態から転化のうち、賃貸借・間小作のうち3件は昭和50年時全作業受委託、また1件は賃作業受委託から、全作業の1件は部分作業受委託から展開したものである。他方、部分作業の1件は昭和50年時全作業受委託であったものを部分作業受委託2件へと分けたものである。

2) 期間借地には、裏作期間のみ賃借する期間借地のみの外に、表作は機械作業の受委託をし、裏作を期間借地するもの含まれる。

3) 作りあげの裏作届出とは、実態は作りあげなのだが、期間借地としてのみ届出をして、農用地利用増進事業にのせたものを指す。

(2) 昭和50年調査時、賃借・部分作業受委託など、なんらかの流動形態での耕作がされていたが、昭和58年調査時にはその関係が解消されていた農地件数(農家単位毎に)を下に記す(流動形態・関係相手の変化は含めず)。

部分作業が解消され自作化=4件 260a

全作業・機械作業の中止または転用等による減少=3件 81a

残存小作地の解消=3件 59a

を行なっている。期間借地七戸の内、五戸二五九アール（八二％）までを集落外から借りていたのである。

期間借地の条件は、佐賀平野一般のそれと同様である。一〇アール当たり肥料二俵を入れ耕起して返すのである。②農家の場合、特に堆肥が相当入ることになる。外に、特異なのは期間借地の内五件二〇七アールについて稲刈作業を②農家が引き受け、代わりに稲わらを粗飼料としてもらっていることである。

所有地をすべて売却し、残存小作地五〇アールのみを経営する④農家の、その残存小作地が集落外の地主から②農家へ期間借地として貸し付けられたのも、表作をする④農家と裏作をする③農家との、稲機械作業稲わら供与・裏作という互恵関係が成立している故であろう。

③農家の父は、当家がこのように期間借地を集められたことに対して、非常に幸運であり、皆に感謝している、と言う。従って、盆・暮には地主へあいさつすることになっている。管内でも精農で通る豊協推せんのとつき息子と、集落の役職を歴任し、人柄の良さを知られた父親との、地域における信用により始めて可能なことであるように思える。

なお、期間借地における麦共済掛金の負担は、借り入れた②農家が支払う。ただ、農用地利用増進事業に乗せていないヤミ期間借地（二件一一二アール）のそれは、地主名義で實際上

②農家が支払っている。

昭和五〇年調査時からの変遷をたどる時、流動形態による相異が目につく。まず、賃貸借・闇小作は倍増している。五〇年時点に存在し、以降解消された小作関係は、僅かに残存小作地三件五九アールのみである。解約後、いずれも耕地は地主に帰属し、離作料も支払われていない様である。それまで小作料を無料（二件）ないし法定小作料（一件）の低い水準に抑え長期間貸し付けていた見返りとしてである。例えば、専業農家①が恒常勤務農家③から残存小作地二七アールを昭和五五年に引き揚げた時は、こうである。早く（五年以上前）から①は、②へ申し込んだ。自家の次男（当集落に家屋敷のみ構え、勤めに出ている）に将来田を分けてやりたいので返却してもらえないか。それに対して②は、返すことは返すが、息子が高校を卒業するまで待つてもらいたい、離作料は払えない、と返答した。そして、歳月が流れ、返答が実行に移されたわけである。

この結果、現在当集落にある残存小作地は三件一〇二アールに減ってしまった。そして、それ以外一五件五二九アールは、すべて作りあげである。うち、五〇年時点にも存在したものの八件二〇〇アール、他形態から転化したものの四件二七一アール、新たに発生したものの三件五八アール、である。主として、部分作業からの転換により作りあげが拡大してきたわけである。

次に、期間借地は昭和五〇年時点でなかったから、以降急増した形態である。それに対して、賃作業受託は停滞している。現在の全作業・機械作業受委託四件一九七アールのうち、五〇年以降に形態転化や新規発生したもの計二件九一アール（四六％）と流入は一応多い。しかし、逆に三件一六七アールは作りあげへ、一件三六アールは部分作業へ転化し、また三件八一アールも中止または転用等により純粋に減少している。差し引きすれば、減少傾向にある流動形態ということになる。

この点は、部分作業受委託においても同様である。全作業受委託一件三六アールが二分割され参入した例の外には、増加分はない。五〇年時から現在まで部分作業形態で続いているもの二件一四九アール、全作業・機械作業への転化一件三一アール、借手を変え作りあげへの転化一件一〇四アール、受委託が解消され自作化したもの四件二六〇アール、となつて、受委託深化と自作化との両形態への分化が激しい。賃作業の過渡的・一時的な性格がうかがえるであろう。

こうした農地利用の流動形態の具体的姿を受託側と委託側の典型事例について眺めておこう。

①農家は、水田経営三一六アールの専業農家である。現在、遠縁にあたる恒常勤務農家②から作りあげ六〇アールと期間借地九二アールを受けている。この期間借地分の表作は、機械作

業のみ賃作業受託している。昭和五〇年当時この農家から六〇アールの全作業受託をしていたのだが、それが深化・拡大したのである。なお、機械作業料金は農協協定賃金に準じている。

この外に、共に親戚ではないが、老人農家③から期間借地を五二アール、同じく恒常勤務農家④から賃刈り一〇〇アールを受けている。昭和五〇年時点では、①農家は両者から各々賃耕をしており、その繋がりゝの形態は異なるが継続していることになる。もっとも、昭和五〇年時には、これ以外に三戸一五五アールの賃耕をしていた。それら農家はその後各々に自作化して、その関係を解消している。このように、経営規模の拡大を図る。①農家の借入・受託形態は多様で、ケース・バイ・ケースである。しかも、それに至るまでに一定の過去の経過が存在していた。あるいは戦前の地主で、現世帯主（四一歳）の父が農業委員に就く名門であることもこの集積の背景にあるのかもしれない。

⑤農家は、所有耕地一一三アールの恒常勤務農家である。前世帯主が比較的若く亡くなり、農業労働力の劣弱化したために、昭和五〇年時には既になんらかの形態で全面積を委託に出していた。現世帯主夫婦は共稼ぎで勤めに出ており、全面積委託の体制は現在も続いている。ただ、その委託先は一部変遷している。遠縁の専業農家⑥へ作りあげに出している四四アールは、

五〇年時に委託していた恒常勤務農家⑭から切り替えた結果である。親戚ではない専業農家②へ作りあげに出す三八アールは、五〇年時には賃作業形態で専業農家⑩へ頼んでいたのだが、⑩農家が観葉植物の施設園芸を手がけ、作れなくなったので、五年から現在の相手に切り替えたものである。残る二件二八アールの作りあげは、形態、相手とも五〇年時と変わりが無い。ただし、一件三アールはイチゴの苗床に利用されていて料金をもらわず、残り一件二五アールは肥料・農薬代を地主が負担する作りあげの形態で行なわれている。前者は親戚の専業農家⑬、後者は親戚でない専業農家で、かつ四件の中で唯一つ集落外の農家である。このように、作りあげにおいて貸付相手を変えた⑮農家の動きは、この集落にあつてはむしろ少数派である。作りあげにおいては、賃作業からの形態転化という過去の経過を含め、その貸借関係の継続するのが一般的であり、いわばそうした信頼関係を前提として成立している、と言えよう。

農地貸借の役場への届出状況について、第9表は、流動形態によって極端な違いのあることを示している。賃貸借・闇小作欄において、農地法による賃貸借の届出をしたもの二件五二アール、農用地利用増進事業による利用権設定したものの〇件、である。賃貸借は二件とも残存小作地を届出したものである。利用権設定は実際には一五件五二九アールの貸借がありながら、届

出られず、すべてが作りあげり闇小作の状態にとどまっているのである。

他方、裏作のみ期間借地するもの一四件六三七アールについては、農用地利用増進事業の期間借地として届出したもの一〇件四五九アールとなつて、届出面積割合は七二％に達する。設定期間はすべて六年である。従つて、当集落の農家は、期間借地の公認についてはアレルギーはなく、むしろ奨励金を確保しようとする積極姿勢で対していることになる。

期間借地とは対照的な、この農地の（通年）貸借の届出割合の悪さおよび一般に貸借の進まないのはいかなる理由によるものだろうか。農家、町農業委員会、県庁農政課の意見を総合すると、次のようである。

(イ) 農地貸付けにより、農地所有権が侵害されるのではないかという貸付農家の危惧感、それは届けて公認されることで一層大きくなる。

(ロ) 水田利用再編対策で集団転作すれば、当地域の場合、基本額五八・〇千円、計画加算七・九千円、団地化加算一〇・〇千円、互助補償県補助五・〇千円、合計八〇・九千円を取得できる。それに対し、標準小作料は四四・〇千円で、町農業委員会は小作料を標準小作料の三割以上につけることを認めていない。それ故、貸付候補農家は貸し付けるより、転作し

て捨て耕作した方が有利となる。

(イ) 稻反収の高い地域では、農地貸付けによる地代よりも、賃作業委託に出し作業料金を支払い労賃控除した残余の方が大きくなる。従って、貸付候補農家は極力賃作業で済ませようとし、農地貸付けまで至らない。

(ニ) 農地を貸し付け、農業を止めたら、貸付農家は、農業者年金の諸資格を失う。

(ホ) 同様に農業を止めることによって、生前一括贈与の特例を受けられない。

(ハ) 所得税に対する危惧が、借手、貸手双方ともに強い。借手の場合、概して経営面積の大きい農家が多いので、経営耕地の借入れによる追加は、課税に直結し易い。例えば、農協中央会によるモデル試算だと、家族構成五人、自作地二ヘクタールの専業農家が、外に一・五ヘクタールを借り入れ、そこに米・麦・大豆を作付けて、三〇〇万円の所得を得た場合、四・八万円の課税を受けることになる。従って、借入農家にとっては、闇小作にしておく方が有利である。貸手農家にとってもやはり課税の心配がある。それは、貸手が概して得ている兼業所得の上に、小作料が経費のいらぬ純所得として加算されることから起きるのである。同じく農協中央会の試算モデル事例は、年間三八〇万円の給与所得を得る家族四名

の共働き農家で、この兼業農家が、所有水田五〇アールを自作すれば経費等を控除されて課税額は負になるが、一〇アール当たり四・四万円で貸すと、三万円の課税を受けることになる。貸手農家にとって、六年契約で総額一〇万円、一年当たり一・七万円の利用増進奨励金を受けても、課税額の方が大きく割にあわない。大口の貸付兼業農家において、闇小作形態をとる必要性がここにある。

(二) 農地売買の動向

昭和五一年以降の七年間に、農地の農地としての売買三件六五アール、転用売却にともなう農地の代替地購入一件三九アール、転用売却四件八四アール、外に当集落への転入による屋敷地および家屋敷の売買が二件あった。貸貸借・闇小作の活発な動きに比べて、量的に少ないことが特徴といえよう。ただ、農地の農地としての売買自体は、昭和四〇～四四年四件六二アール、四五～五〇年二件二三アール、同様に代替地購入は、一件三三アール、〇件、であったから、減少傾向にあったのがややもち直したことになる。農地の農地としての売買がやや活発化したのは、恒常勤務農家④が昭和五四年に所有地五五アールを一筆に売却した結果である。家建築資金や教育資金等により農協にたまった負債を整理するためである。当初、農協は弟であ

る恒常勤務農家⑦へ声をかけたが、断わられた。そこで当時の区長④農家の口添えもあり、隣接田の持主で、あとつぎ兼業農家の②農家へ話がもち込まれた。②農家は全面積を買うことにした。ところが、その晩の内に隣町三日月の農家が直接④農家へより高値での買い取りを申し出た。この水田は三日月町に所在していたのである。農協の調停の結果、②農家へ三五アール、三日月の農家へ二五アールに分け、買値は二者の言い値の間をとり、一〇アール当たり一七〇万円、一八〇万円に落ち着いた。前者の値が低いのは、その水田の水利と道の便が悪いためである。②農家の言によれば、農地の購入は購入しようと思っても通常あるわけではないが、売りものが出た場合には一刻の猶予もできないものである。

なお、農地の農地としての売買の三件目は、同じ②農家が三日月に所在する別の水田一〇アールを昭和五七年に親戚ではない三日月の専業農家へ二二〇万円で売った事例である。離れた田で、田越し灌漑というわずらわしさにより手放したもので、農業委員会のあっせんで売っている。

代替地購入は、自営業農家⑩が、建設業者に国道沿の田二四アールを売却し、代替地を隣町声刈に三九アール求めたものである。昭和五六年時で、前者は平方メートル当たり一万二千元、後者は一〇アール当たり三〇〇万円位、であった。

残る転用売却三件のうち二件は、昭和五三年に転入企業へ各

一〇アール、二二アールを売却したもので、共に一平方メートル当たり九〇七五円、後者には県会議員の仲介が入った。もう一件は、昭和五七年にある恒常勤務農家が、家建築資金等のため宅地分譲業者へ国道近くの田二八アールを一平方メートル当たり一万〇五〇〇円で売却した例である。売手農家は転用売却する旨集落へ通知に来、その承諾を求めた。昭和四四年に始めて転用売却がこの集落で起きた時、無断で行なわれたため部落費反当割等の負担をめぐる紛糾したことがあった。その際

「今後農地の耕作外用に売渡す時は地主より村方へ申出でて、村方、地主、買主と話し合って灌漑費、部落負担金其他部落の要望を承認してもらう様にする。其度ごとに部落で案をつくって話し合いをする」と部落で取り決めが作られたからである。町農業委員会も集落の同意のない転用売買は認めない方針である。この例の場合、部落費反別割等の負担の外に、買手の分譲業者は集落側の要望に沿って、次のような誓約書を差し入れている。

練ケ里区殿

誓約書

- 一、便所は吸取式にする
- 一、生活排水は土壌式毛管浄化装置にて処理する
- 一、地下灌漑のパイプラインの工事中の故障は修理負担する

一、宅地の下になるパイプラインは宅地外に移設する

一、宅地と水路の境は護岸をしてフェンスを張る

一、宅地と田の境は宅地内に側溝を作り宅地の水が田に入らない様にする

一、農道に駐車したり資材等を置かぬ

一、入居者の方に部落の行事やしきたりに参加する様要望する

一、農作業中の機械の騒音や農薬散布等に苦情を言わない

一、水路及び周辺の農地に空缶やビン類ビニール等を捨てない

一、圃場整備の負担金は一括払とする事

一、その他問題点が起きた場合は双方話し合いの上これを解決する

以上要望に対しては責任持つて行なう事を誓約致します。

昭和五八年一月一〇日

企業代表取締役名 印

(実物は横書きになっている)

また、転入者による屋敷地の購入二件のうち、一件は屋敷跡地の購入で昭和五一年に三・三平方メートル当たり三万円位、もう一件は家屋敷の購入で、昭和五二年に計二五〇平方メートル位を総額三五〇万円余で取引している。前者は、集落内の知

人、後者は農業委員、を各々仲介にしている。

なお、農用地利用増進事業の中の農地売買あっせん事業は、当町においても実施され、当集落の農家八戸が買い入れ希望農家としてリストに登録されている。だが、それが実働した場面は当集落では未だない。

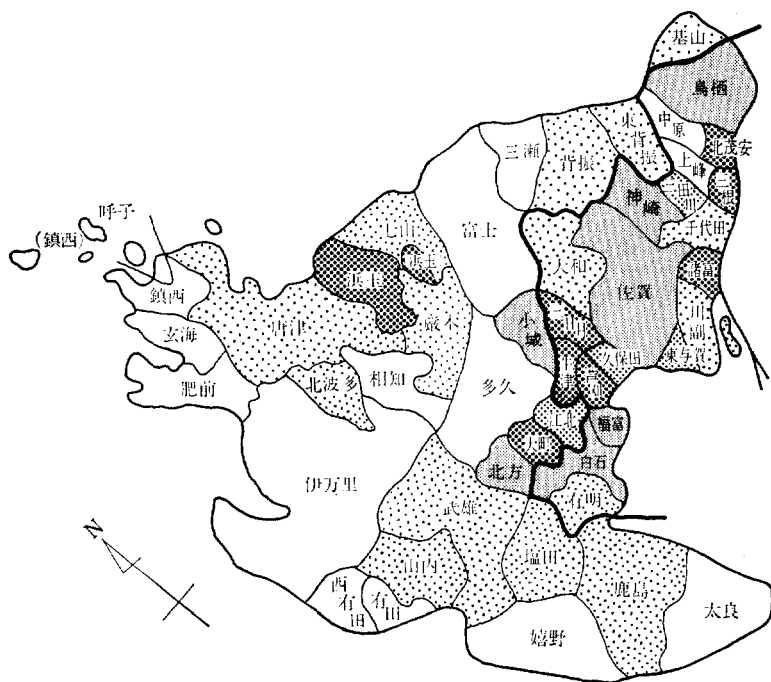
このように、農地転用・混住化の波は徐々にではあるが、着実にこの集落を洗い始めている。その中であつて、農地の農地としての所有権流動性は依然として停滞する。兼業農家の兼業形態の安定化は、農業労働力を弱化させ自作困難な農家を生み出す一方で、農地に対する土地保有性向を強めているからである。貸借という流動形態が、重要性を増す所以である。

(三) 佐賀県における農地貸借と農用地利用増進事業の展開

練ヶ里調査で明らかのように、当地域の農地貸借は、残存小作地等の特定・少数例を除けば、すべて作りあげという闇小作形態で行なわれ、表面に現われてこない。その結果、センサス等の公式統計では、それらは貸借ではなく、作業受委託に紛れ込み、捉えられることになる。

ところで、第二、三図は、八〇年センサスの稲全作業請負わせ農家率と借入農家率とについて、佐賀県全域での分布状況を図示したものである。両図を見比べると、稲全作業請負わせ農

第2図 稲全作業請負わせ農家率の市町村分布（佐賀県）



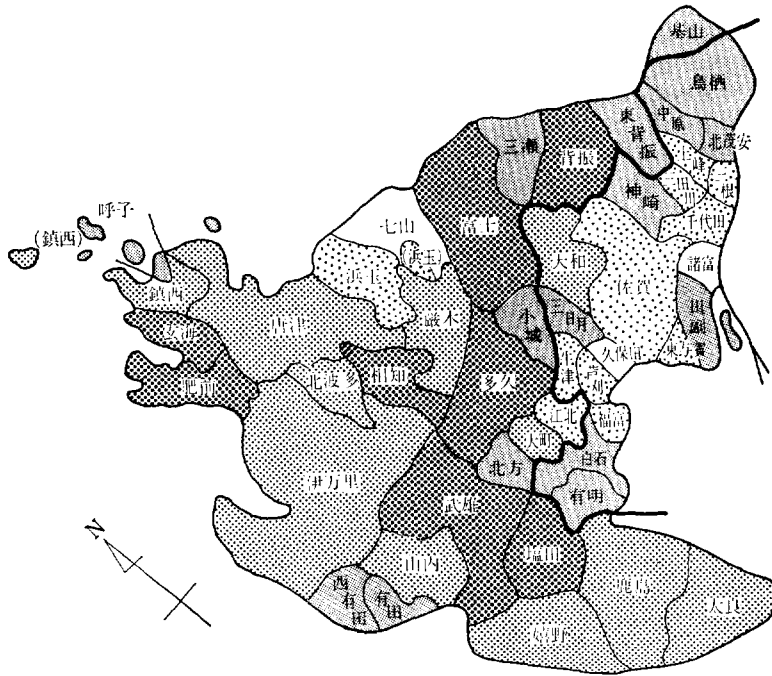
全作業(育苗～脱穀)請負わせ農家率

- 13%以上
- 13～8%
- 8～5%
- 5～1%
- 1%未満

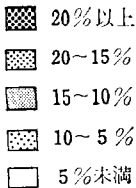
—— 総農家に対する山林保有農家数割合の20%ライン（右側が20%未満地域）

資料：『1980年農林業センサス 佐賀県統計書』。

第3図 借入農家率の市町村分布（佐賀県）



総農家に対する借入農家率



— 総農家に対する山林保有農家数割合の20%ライン(右側が20%未満地域)

三〇三

注. 総農家に対する借入農家率(Y)の稲全作業請任せ農家率(X)との関係は(標本数49市町村)

$$Y = -0.3883X + 16.1211 \quad (R = -0.48)$$

である。

資料：第2図と同じ。

第10表 作業料，実勢小作料についての単回帰式（佐賀県市町村単位による）

式番号	Y 従属変数名	X		定数項	相関係数	標本数
		係数値	独立変数名			
(1)	機械作業料金計	1.2422	トラクターオペレータ賃金	42,472	0.41	15
(2)	全面作業請負料	0.7404	機械作業料金計	48,092	0.33	19
(3)	全面作業請負料	0.4902	トラクターオペレータ賃金	82,930	0.03	19
(4)	全面作業請負料	165.9451	10アール当たり稲収量	-4,308	0.44	25
(5)	実勢小作料	182.5779	10アール当たり稲収量	-47,047	0.82	49
(6)	実勢小作料	0.3323	全面作業請負料	24,564	0.51	25
(7)	実勢小作料	0.0413	稲粗収益—全面作業請負料	50,072	0.06	25

注(1) 機械作業料金計とは，個人の部分作業請負料の稚苗，耕起，代かき，機械田植，稲刈りから乾燥・調整までを加算した合計値である（佐賀県農業会議『農業労賃等に関する調査結果—昭和55年—』）。

(2) 全面作業請負料は個人農家の物材費込み，トラクターオペレータ賃金は1日当たりである（資料，同上）。

(3) 10a当たり稲収量は昭和54年度，実勢小作料は昭和56年4月の数値である。

(4) 稲粗収益—全面作業請負料は，昭和54年度10a当たり稲収量×昭和55年度稲単価（60kg 17,940円）—昭和55年度全面作業請負料で算出した。

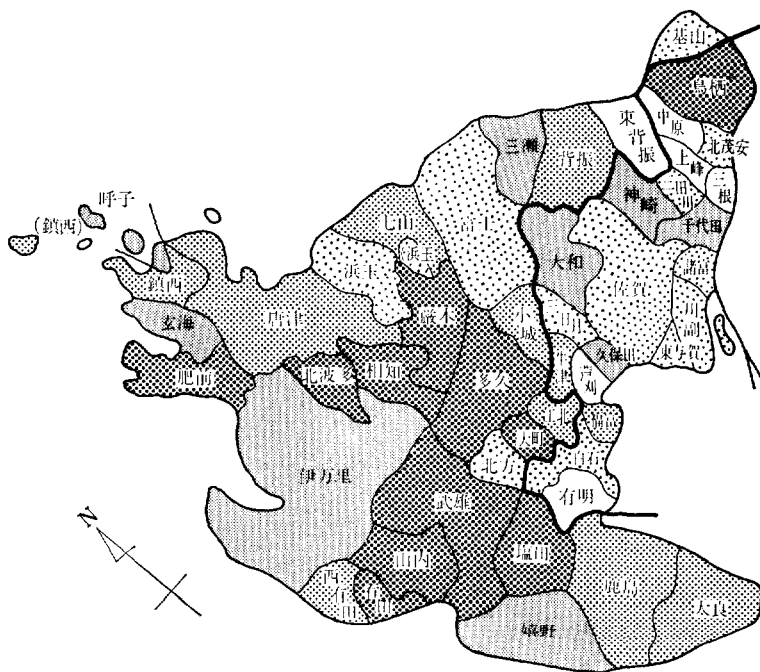
家率と借入農家率とが，おおむね対称的に偏在していることがわかる。稲全作業請負わせ農家率は平野に，借入農家率は山間と日本海側の地域に多いのである。

このことは，次の理由によると思われる。第一は，佐賀平田にあつては，農地貸借が盛んであつても，練ケ里集落でみたようにそれが作りあげⅡ開小作形態で行なわれるために統計上捉えられないこと，第二に，平野ほど稲作業受託が盛んなため，それがかえつて制約となり，作業受委託から貸借への転化を抑えること，である。ただし，練ケ里集落では必ずしもそうした実態は見られなかったのだが。

ここで，稲全作業受委託と貸借との関係を価格面からもう少し言及しておこう（第10表参照）。先の図で明らかのように，両者の分布は対称的（相関係数マイナス〇・四八）だった。そこで，作業料金の形成要因をみたのが(1)と(3)式である。それによれば，個々の部分作業料金を加算した合計としての機械作業料金には，オペレータ賃金が一定程度（相関係数〇・四一。以下同様）影響するが，全作業請負料になるとオペレータ賃金との関連が希薄になる（〇・〇三）。むしろ，稲反収との関連（〇・四四。(4)式）が強いのである。その点では，同様に稲反収との関連の強い（〇・八二。(5)式）実勢小作料と軌を一にしておき，実際両者は相当に似通った動き方（〇・五一。(6)式）をす

第4図 期間借地を除く利用権設定面積割合の市町村分布（佐賀県）

——昭和57年12月末現在——



期間借地を除く利用権設定面積割合

(実施区域面積を100として)

4%以上

3～4%

2～3%

1～2%

1%未満

—— 総農家に対する山林保有農家数割合の20%ライン（右側が20%未満地域）

資料：佐賀県庁資料。

る。実勢小作料四〜五万円、全作業請負料八〜九万円、と水準差をもちつつである。そして、この両者の価格の相関は、残余としての小作料と経費としての作業料金という論理から言えば、矛盾する話である。本来なら、小作料は、粗収益から経費としての全作業料を差し引いた残差額と相関がなければならぬだろうからである。だが、実態は(7)式の通り、全く相関がない(〇・〇六)。従って、現実の全作業請負料は、単なる経費以上の小作者取分、換言すれば地代的余剰を取り込んだものと思われる。この限りで、全作業受委託と貸借とは、経済的中味としては近似している、とも言えるだろう。とすれば、両者の分布を対称的にまで分け隔てるもの、それは農地所有権の強さ、その不可侵性ということになろうか。

最後に、農用地利用増進事業の進行状況についてである。第四図に、期間借地を除く利用権設定水田面積割合を图示した。第二、三図と見比べると、借入農家率と重複し、稲全作業請負わせ農家率とは対称的に違った分布をしていることがわかる。農用地利用増進事業もまた、現実の農家の行動を素直に反映して、農地所有権の弱い、限界地的農業生産地域において、より広く浸透していることになる。農用地利用増進事業が、佐賀の農業構造の中心部分に食い込む状況には未だないと言わねばならない。

注(13)

貸貸借・闇小作は、借入、貸借なし、貸付、作業受委託は全作業・機械作業と部分作業をこみにして(但し、重複する二ヘクタール以上の、専業・複合経営一戸は一戸として扱い)、受託、受委託なし、委託、に各々三区分して計算した。ちなみに、 χ^2 値を記すと、貸貸借・闇小作の場合、耕地規模別(χ^2 値三・〇四。以下同様)、専業別(一・八・二二)、経営形態別(二・二二)、作業受委託の場合、耕地規模別(五・九二)、専業別(七・七三)、経営形態別(五・三九)、であった。

(14) 八〇年センサスでは、当集落は借入耕地(田)二戸四〇アール、貸付耕地(田)三戸八七アール、期間借地一二戸七二〇アール、となつてゐる。この貸借は、残存小作地の貸貸借が該当する。他方、請負寄せた実農家数一三戸、請負った実農家数一四戸、うち全作業を請負った農家三戸一六六アール、である。従って、作りあげは貸借では全く計上されておらず、大部分は作業受委託で、一部が全作業請負の形態で捕捉されていることになる。

四 結 び

昭和五〇年時点で、すでにその萌芽のみえていた水田複合化経営は、その後本格的に進展した。まず、農業機械化は、四〇

年代後半に急速に普及し機械化一貫体系が一応出来上がっていた、と言える。そして、五〇年以降機械化は、個人有化が進むと共に、耕耘機の乗用化・大型化、田植機の二条から四条植へ、刈取機のバインダーから自脱型コンバインへの切替え、等に見られるように、一層大型化・高度化が進んだのである。その結果、作業能率は向上し、労力は大幅に軽減された。近年における裏麦作の復活の背景にも、こうした機械化の進展がある。

ところで、機械化による省力化は、農家群の二極化を押し進めた。兼業を深化させる農家と、農業で生計をたてようとして複合部門（ぶどう・イチゴの施設園芸が中心）の導入を図る農家とにである。複合部門を導入した農家は、米麦作Ⅱ兼業農家より比較的世帯員数の多い農家にみられたが、三〇歳未満層では恒常勤務に就職するのが一般的で、農業に従事する者は少ない。複合部門の導入は中高年層の雇用機会の確保に意義があるようである。

そして、これらの動きは、単に練ヶ里集落の動きというだけではなく、佐賀県全般にあてはまるものとして捉えることができる。

他方、農地貸借もまた、五〇年以降急増した。届出をしない、諸権利をすべて貸手側に留保する作りあげⅡ開小作という形態によってである。収益配分は、稲粗収量の折半で、標準小作料

よりずっと高水準にあるが、そのかわり借手は裏麦作収入を全部取得している。機械化の進展が省力化により稲作純収益を増加させる傾向をもつと同時に、それはまた裏麦作を復活させ、両者あいまってその高小作料水準を支えていると思われる。とはいえ、裏麦作それ自体には、未だ地代形成力があるとは言えないようである。なぜなら、麦作の好調さが、期間借地をも急増させているが、そこでの小作料は、肥料二俵を投下して、耕起・犁返しをして返却すると相場が固定しているからである。稲作の安定・高収益性を基盤として、始めて高地代で利用権を認めぬ貸借関係Ⅱ作りあげは成り立つのである。

この農地貸借形態Ⅱ作りあげには、次のような特徴を指摘できる。

第一に、貸借は比較的継続される傾向にある。農地売買や作業受委託に比べ、貸借は、他人同志でのやりとりが多いものの、信頼関係を前提とするため、結果的になが続きしている。

第二に、貸借と属性との関連では、耕地規模による影響は小さく、専兼・経営形態別のそれは大きい。貸借をするか否かは、農業労働力の質と量に直接規定されるのであって、耕地規模は間接的ではない、ということである。

第三に、倍増したとはいえ貸借面積の絶対量は未だに小さく、今後もそれ程急増すると期待されてはいない。

たしかに、機械化は兼業深化と複合経営化を促進し、潜在的

である。

な貸手を増加させるし、都市化の波は農地の農地としての所有権流動を停滞させている。その限りで、貸借は農地の流動形態

〔追記〕

として今後一層重要さを増すであろう。だが、その同じ条件が、貸借の基盤を侵蝕しかねない。機械化は、より劣弱な労力でも耕作を維持させ得るし、都市化の一段の進展は採算を度外視し

本稿において指摘した農用地利用増進事業の限界は、その制約条件の普遍性からみてかなり一般化しうるものと思われる。とはいえ、現実には多様な地域の実態があり、そのことは佐賀

でも農地を保有する（貸さぬ）傾向に繋がるからである。貸借は、この同じ条件の相反する二作用のより厳しいせめぎあいの中でこれからも展開してゆくことになるう。

での結論をそのまま全国へ引き延ばすことのできないことをも示している。加えて、当該調査報告では農用地利用増進事業への届出自体なかったところから、同事業にもとづく農地貸借の実態自体には直接触れることができなかった。それらについて

農用地利用増進事業は、こうした貸借の実情を投影し、実態を捉える度合が悪かった。期間借地は大半届出られているものの、通年の水田貸借に関して皆無だった。貸借自体の絶対量の小ささと、その貸借が表面化しない、という二重の意味で、土地所有権の壁は未だ厚い、と言わねばならない。

は、筆者としても後日別稿にて言及したい。その点に関連して、福岡県農政部が興味深い資料『農用地利用増進事業による利用権設定の実態』（昭和五七年一月）を刊行している。昭和五六年十二月現在の集計値でやや古い統計数値になるが、ここでは要点を簡条書きにする形で、紹介しておきたい。

なお、この少なくとも貸借が表面化しないという傾向は、佐賀県にあつては平野部の農業生産地域ほどより良く当てはまる、と考えられている。なぜなら、八〇年センサスにみる借入農家率は、山間と日本海側の地域に多く、稲全作業請負わせ農家率は佐賀平坦に多かった。そして、農用地利用増進事業の実績もまた、それを投影して、山間と日本海側に多かった。農用地利用増進事業は未だ佐賀農業の中心部を揺り動かしてはいないの

- (1) 地目別設定割合は、田が九三%で圧倒的に多い。一つには福岡県の水田率の高さによるだろう。
- (2) 関係農家（貸手と借手の合計）は、総農家数の一〇%に及び、農用地利用増進事業は相当に浸透してきている。
- (3) 経済地帯別に利用権設定率（面積ベース）をみると、農山

村で最も高く(二・五%)、平地農村(一・九%)、都市近郊(一・八%)がそれに続く。他方、地帯別にみると都市部で低く、都市周辺の兼業進展地域で高い。全国に比べ、福岡県では都市近郊で利用権設定が進んでいる、と言える。

(4) 設定期間別割合では、六年以上が二九%で全国五二%よりはるかに少ない。このことは福岡県の農家が、この事業に用心深く接近していることを示すものだろう。

(5) 借り受けた農地の利用は、米麦八四%、野菜三・五%、飼料作物三・五%、と圧倒的に米麦が多い。また、裏作麦の期間借地も地域によっては相当広範に存在している。

(6) 一人当たりの貸付面積は平均三二アール、一〇〇アール以上の大口貸し付けには裏作のみ貸し付けている例が多い。

(7) 借手の経営規模は一五〇アール、借り受け面積三八アールであり、借り受け後の規模は一八八アールとなっている。これは県平均経営耕地八七アールの倍以上であり、利用増進事業が規模拡大に役立っていることを示す。

(8) 規模拡大に役立っているといっても、実はその中に二つのタイプが混じっている。一つは、経営規模二〇〇〜三〇〇アールのランクの規模にピークがくる規模拡大志向型である。もう一つは五〇〜一五〇アールのランクにピークがくる従来の相対による貸借が継続された型である。

(9) 借手の平均年齢は四八歳、主な作目は、米麦作六三%、水稻 α 二一%、と米麦中心の経営を営んでいる農家が過半を占める。

(10) 賃借料の負担方法は、金納八五%、米納一一%、役務四%、と金納が圧倒的に多い。ただ、最近では金納以外の形態が増加する傾向にある。金納の場合、賃借料の県平均は三二千元だが、二〇千元以下も二五%存在する。作目別では、水稻平均三七千元、麦八千元、野菜三三千元、飼料作一七千元、果樹二三千元、となる。なお、野菜の場合、一〇〜二〇千元を中心とした大きな山の外に、八〇〜九〇千元を中心とした小さな山がある。後者はハウス野菜の賃借料である。

調査にあたって、吉田直、明石春次、江原竹利、樋口昭、古賀男、南里正登、永淵昭、永淵司、明石ユキエ、乗富常己、明石久男(以上練ヶ里)、野口繁(牛津町農協)、岸川弘文、宮原信隆(牛津町役場)、坂本隆昭(佐賀県農林部)、佐賀県農業会議および香川忠雄(福岡県農政部)の皆さんにご協力をいただいた。

(本稿は特別研究「日本農業の構造と展開方向」の研究成果の一部である)

— 経営複合部門・就業状態 —

農 業 従 事 者 ²⁾ (人)				兼 業 従 事 者 ³⁾ (人)			
50 年		57 年		50 年		57 年	
男女計	うち男	男女計	うち男	常 勤	臨 時	常 勤	臨 時
3 (2)	2 (1)	4 (3)	2 (2)	—	—	—	—
2 (1)	1 (0)	4 (1)	1 (0)	1 (1)	—	1 (1)	—
3 (2)	2 (2)	3 (2)	2 (2)	—	1 (1)	—	—
3 (2)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	—	2 (1)	—
4 (4)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	—	—	—	—
3 (2)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	—	1 (1)	—	—
2 (2)	1 (1)	4 (2)	3 (1)	—	2 (1)	2 (2)	—
3 (2)	2 (1)	3 (0)	2 (0)	1 (1)	—	2 (1)	—
4 (2)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	—	2 (1)	—
2 (1)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	—	1 (0)	—	—
2 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	—	1 (1)	1 (1)	—
2 (0)	1 (0)	3 (0)	1 (0)	—	1 (1)	2 (1)	—
3 (2)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	—	2 (1)	—	—
1 (0)	1 (0)	3 (2)	2 (1)	1 (1)	—	—	1 (0)
3 (1)	2 (1)	4 (1)	2 (1)	—	2 (1)	2 (1)	1 (1)
2 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	—	—	—	—
1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	—	1 (1)	—
4 (2)	2 (1)	3 (2)	2 (1)	—	1 (1)	—	—
3 (1)	2 (1)	4 (1)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)
3 (2)	1 (1)	3 (2)	1 (1)	—	—	—	—
3 (1)	2 (1)	4 (0)	2 (0)	—	1 (1)	—	1 (1)
3 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	—	1 (1)	—	—
3 (2)	2 (2)	4 (2)	2 (2)	—	—	—	—
2 (1)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	—	—	—
3 (1)	1 (1)	3 (1)	1 (1)	—	1 (1)	1 (0)	—
4 (2)	2 (1)	4 (2)	2 (1)	—	1 (1)	2 (1)	—
2 (1)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	—	1 (1)	—	—
4 (3)	2 (2)	4 (2)	2 (1)	1 (1)	—	—	—
3 (2)	1 (1)	5 (2)	2 (1)	—	—	2 (1)	—
3 (0)	1 (0)	2 (2)	1 (1)	—	2 (1)	—	1 (1)
3 (0)	2 (0)	3 (3)	2 (2)	—	2 (2)	—	—
2 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (0)	—	2 (1)	—	1 (0)
3 (0)	1 (0)	3 (2)	1 (1)	1 (1)	—	3 (2)	—
3 (0)	1 (0)	2 (1)	1 (0)	1 (1)	—	1 (1)	—
0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)	—	1 (1)	—
2 (1)	2 (1)	2 (0)	1 (0)	2 (1)	—	2 (1)	—
2 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (0)
4 (1)	2 (1)	3 (3)	2 (2)	2 (1)	2 (1)	1 (0)	—
3 (0)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (1)	—	—	—
2 (0)	1 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (1)	—	2 (2)	—
1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	—	1 (1)	—	2 (1)

……④とした。

は含む。

内は男。

月) による。昭和57, 58年のうち, 経営複合部門, 農業機械については, 集落の
里生産組合) を基本に若干の聴き取り補充調査を行ない作成。

付表1 農家総括表(練ヶ里)

農家番号	57年水田経営面積 ¹⁾ (a)	経営複合部門(麦作を除く)	
		50 年	57 年
①	316	ぶどう27a	ぶどう27a
②	280	—	—
③	247	—	ぶどう30a
④	234	ぶどう21a	ぶどう31a (うちハウス21a)
⑤	252	イチゴ12a, フキ10a, 玉ねぎ25a	イチゴ30a, 玉ねぎ50a
⑥	210	ぶどう35a	ぶどう35a (うちハウス15a)
⑦	215	—	ぶどう25a (うちハウス25a)
⑧	245	—	—
⑨	230	—	—
⑩	195	—	ぶどう30a
⑪	192	—	—
⑫	230	—	—
⑬	215	—	イチゴ18a
⑭	190	—	ぶどう30a
⑮	198	—	—
⑯	180	ぶどう25a	ぶどう25a (うちハウス20a)
⑰	149	—	—
⑱	203	搾乳牛5頭	イチゴ17a, 繁殖牛2頭, 肥育牛1頭
⑲	200	肥育牛1頭	—
⑳	160	ぶどう35a	ぶどう35a (うちハウス17a)
㉑	191	—	—
㉒	162	ぶどう28a, 搾乳牛4頭	ぶどう28a
㉓	193	肥育牛27頭	肥育牛48頭, 玉ねぎ40a
㉔	159	—	ぶどう30a (うちハウス15a)
㉕	160	ぶどう27a	ぶどう27a (うちハウス12a)
㉖	157(35)	—	ぶどう33a (うちハウス15a)
㉗	158	—	ぶどう27a
㉘	165(17)	イチゴ19a, 肥育牛5頭	イチゴ19a
㉙	170	肥育牛11頭, たまねぎ20a	イチゴ15a
㉚	177	—	—
㉛	160	—	観葉植物(ハウス)18a
㉜	123	—	—
㉝	167	—	—
㉞	129	—	—
㉟	113	—	—
㊱	105	—	—
㊲	75	—	—
㊳	65	搾乳牛5頭, 肥育牛1頭	搾乳牛5(?)頭
㊴	50	—	—
㊵	50	—	—
㊶	50	—	—

注(1) 農家番号は、昭和50年調査時による。経営耕地面積の大きい順に従い①

(2) 水田経営面積には、樹園地(ぶどう)は含まないが、イチゴのハウス園

(3) 兼業従事者の常勤には自営兼業者も含む。

(4) 1) () 内は小作地, 2) () 内は農業従事日数150日以上, 3) ()

(5) 出所は、昭和50年についてはすべて農家調査票(総研九州支所・50年12
おもだちに対する聴き取り調査から、就業状態は「農家基本台帳」(練ヶ

— 農用機械 —

(台)	バインダー (台)		コンバイン (台)	
58年 (条)	50年 (条)	58年	50年 (条)	58年 (条)
1 (4)	1 (4)	1	—	1 (3)
—	—	—	1	—
1 (4)	1	1	—	1 (3)
1 (4)	1 (2)	1	—	1 (2)
1 (4)	—	1	1/2 (2)	1 (3)
1 (4)	1 (3)	1	—	1 (2)
1 (4)	1	1	1	1 (2)
1 (4)	1 (2)	1	1 (2)	1 (2)
1 (2)	1 (2)	1	—	—
1 (4)	1/2 (2)	1/2	1 (3)	1 (2)
1 (4)	1	1	1	1 (3)
1 (2)	1	1	1 (2)	1 (2)
1 (4)	1	1	—	1 (2)
1 (4)	—	1	1/3 (4)	1/3 (4)
1 (4)	—	1	1 (2)	1 (2)
1 (4)	1/2 (3)	1	—	1 (3)
1 (4)	—	1	1 (2)	1 (2)
1 (2)	1 (2)	1	—	1 (2)
1 (2)	1 (3)	1/2	1 (2)	1 (2)
1 (2)	1 (3)	1	—	1 (2)
1 (4)	1 (2)	1	1/3 (4)	1/3 (4)
1 (4)	1	1	—	1 (2)
1 (4)	—	1	1/2 (2)	1 (3)
1 (2)	—	1	1/3 (4)	1/3 (4)
1 (2)	1/3	1	—	1 (2)
1 (4)	—	1	1 (2)	1 (2)
1 (4)	1	1	—	1 (2)
1 (2)	1 (2)	1	—	1 (2)
1 (4)	1	1	1	1 (2)
1 (4)	—	1	1/2	1 (2)
1 (2)	1 (2)	1	1	1 (2)
1 (2)	1 (2)	1	—	1/3 (2)
1 (2)	1 (2)	1	—	1 (2)
1 (2)	1	1	—	—
—	—	—	—	—
—	1 (3)	1	—	—
1 (2)	1 (2)	1	—	1 (2)
1 (2)	1 (3)	1	—	1/3 (2)
—	—	—	—	—
1 (2)	—	1	—	1 (2)
—	—	—	—	—

月) による。昭和57, 58年については, 集落のおもだちに対する聴き取り調査か

付表2 農家総括表(練ヶ里)

農家番号	耕 耘 機 (台)		トラクター (台)	田 植 機
	50年 (馬力)	58年	58年 (馬力)	50年 (条)
①	1 (10)	1	1 (26)	1 (2)
②	1 (15)	1	—	1 (2)
③	1 (15)	1	1 (26)	1 (2)
④	1	1	1 (23)	1 (2)
⑤	1 (10)	1	1 (24)	1/2 (4)
⑥	1	1	1 (24)	1 (2)
⑦	1 (12)	1	1/3 (26)	1 (2)
⑧	1 (8)	1	1 (23)	1 (2)
⑨	1	1	1/2 (25)	1/2 (2)
⑩	1 (10)	1	1/2 (26)	1 (2)
⑪	1	1	1 (26)	1 (2)
⑫	1 (11)	1	1 (26)	1 (2)
⑬	1 (7)	1	1 (25)	1 (2)
⑭	1 (10)	1	1/2 (26)	1 (2)
⑮	1 (10)	1	1 (25)	1 (2)
⑯	1 (10)	1	1 (23)	1 (2)
⑰	1 (8)	1	1 (26)	1 (2)
⑱	1 (10)	1	1 (23)	1 (2)
⑲	1 (7)	1	1/2 (26)	1 (2)
⑳	1 (10)	1	1 (18)	1 (2)
㉑	1	1	1 (26)	1 (2)
㉒	1 (10)	1	1 (25)	1 (2)
㉓	1	1	1 (22)	1/2 (4)
㉔	1 (9)	1	1/2 (26)	1
㉕	—	1	1 (25)	1/2 (2)
㉖	1 (8)	1	1 (26)	1 (2)
㉗	1	1	1 (22)	1 (2)
㉘	1 (10)	1	1 (26)	1 (2)
㉙	1	1	1/2 (25)	1 (2)
㉚	1	1	1 (23)	1 (2)
㉛	1 (9)	1	1 (25)	1 (2)
㉜	1 (8)	1	1/3 (26)	1/2 (2)
㉝	1	1	—	1 (2)
㉞	1	1	1 (20)	—
㉟	—	—	—	—
㊱	1 (10)	1	—	1 (2)
㊲	1 (10)	1	1/3 (26)	1 (2)
㊳	1 (7)	1	1/3 (26)	1/2 (2)
㊴	—	—	—	—
㊵	1 (7.5)	1	1/3 (26)	1/3 (2)
㊶	1	—	—	—

注(1) 農家番号は付表1と同じ。

(2) 出所は、昭和50年についてはすべて農家調査票(総研九州支所・50年12
ら作成。